

介護分野・障害福祉分野就職支援金の貸付対象となる事業所等

令和3年4月1日以降に、兵庫県内の次のいずれかの事業所等に、介護職員、障害福祉職員等の利用者に対して直接サービスを提供する者として就労した方、若しくは就労を予定している方(内定者)が対象となります。

介護分野就職支援金 ※介護保険法に定める右記の居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所	(介護予防) 訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型通所介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 第一号訪問事業 第一号通所事業
障害福祉分野就職支援金 ※障害者総合支援法、児童福祉法、身体障害者福祉法に定める右記の事業所若しくは施設	障害者総合支援法第5条第1項(第28条第1項及び第2項)に定める 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助 障害者総合支援法第5条第18項に定める 基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援 一般相談支援事業、特定相談支援事業

	障害者総合支援法第 77 条に定める 区市町村地域生活支援事業
障害福祉分野就職支援金 (つづき)	障害者総合支援法第 78 条に定める 都道府県地域生活支援事業
	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に定める 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイ サービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問 支援
	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に定める 障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助
	児童福祉法第 7 条第 2 項に定める 障害児入所施設、指定発達支援医療機関
	身体障害者福祉法第 4 条の 2 に定める 身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、 介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業
	障害者総合支援法第 5 条第 27 項に定める 地域活動支援センター
	障害者総合支援法第 77 条の 2 に定める 基幹相談支援センター
	身体障害者福祉法第 5 条第 1 項に定める 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、 盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設

【注意事項】

※雇用形態(常勤・非常勤等)や1日の勤務時間は問いません。

※対象となる職種は利用者に対して直接サービスを提供する者(介護職員、訪問介護員、介護
従事者、生活支援員 等)に限ることとし、下記のような方は対象外となります。

- ・施設長 ・管理者 ・サービス提供責任者 ・介護支援専門員 ・社会福祉士
- ・生活相談員 ・看護師 ・理学(作業)療法士 ・事務員 ・調理員 ・運転手 等